

岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1 (1) 監査対象機関名 岩手県環境保健研究センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年1月13日

イ 本監査実施日 令和3年2月18日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品購入の検収に当たり、物品検収員に任命されていない者が検収を行っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品検収員による検収を徹底するため、物品検収手続について所内に周知したほか、出納機関から検収依頼があった場合は、検収後の納品書等への物品検収員の押印等を総務担当でチェックしたうえで出納機関に送付することとした。

2 (1) 監査対象機関名 岩手県立農業大学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年11月25日

イ 本監査実施日 令和3年2月10日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の調定に当たり、調定すべき日から相当期間経過してから調定しているものが3件、495,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料の調定について、4月・10月初めに学生全員の調定を行い、給付型奨学金申請者に対しては奨学金決定までの間は納付猶予の手続を行い、日本学生支援機構からの決定後速やかに授業料減免を実施できるよう、毎月の担当打合せの際に翌月の予定を確認し、スケジュール管理を徹底することとした。
授業料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが6件、10,256,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料の徴収について、納入義務者が条例に基づく期限内に納入できるよう、毎月の担当打合せの際に翌月の予定を確認し、スケジュール管理を徹底することとした。

3 (1) 監査対象機関名 花巻空港事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年10月29日

イ 本監査実施日 令和3年1月22日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	準用財産の登録について、認識が不足していたことによる登録漏れであつた。 登録内容の確認を行ったうえで、令和2年12月23日に財産管理簿の修正登録を行った。 なお、再発防止策として今後はチーム員全員で月1回の打合せ時に、当月の財産の増減について、登録漏れがないか確認することとした。